

※更新する場合がありますので、最新の情報をご確認ください。

金沢市宿泊施設改修事業費補助 Q & A (令和6年度版)

こちらに記載のもののほか、ご不明な点がありましたらご相談ください。

(補助対象事業者)

Q 全ての宿泊施設が補助対象となるか。

A 宿泊施設の営業形態により補助申請をお断りさせていただく施設があります。詳しくは、「令和6年度金沢市宿泊施設改修事業費補助金の募集について」をご覧ください。

Q 補助対象事業者の要件は何か。

A 宿泊施設の改修を行う事業者で、市税を滞納していないこと、5年以上旅館・ホテル営業、簡易宿所営業又は住宅宿泊事業が営まれていた施設において旅館・ホテル営業、簡易宿所営業又は住宅宿泊営業を営んでいることが補助対象の要件です。なお、宿泊施設毎に申請することができます。申請は、1施設につき一年度あたり1回までです。

Q 申請者（法人等）の営業年数の算定について、同施設の前事業者の営業年数を加算することはできるか。

A 申請者の営業年数のみ算定します。ただし、旅館営業の地位の承継をしている場合、この限りではありません。

Q 申請者（法人等）の住所・所在地は金沢市外だが、施設は金沢市内にある場合、補助対象者に該当するか。

A 施設が金沢市内にある場合に限り、補助対象者とします。

(募集期間)

Q 募集期間内であれば、要件を満たした申請は全て補助対象になるか。

A 今年度の予算額を超えない範囲で申請を受け付けますので、期間内であっても、申請をお断りする場合があります。

(補助金交付基準)

Q 補助金交付要望書を提出すれば、補助金を受けることができるか。

A 年間の予算額を超える要望があった場合、各種条件を勘案して補助の可否を判定しますので、補助金の交付対象とならない可能性もあります。

Q 整備が完了している事業や、整備に着手している事業も対象となるか。

A 対象となりません。補助金交付決定後に着手してください。補助金交付決定前に着手していた場合は、補助金を交付しません。

Q 補助金は先着順か。

A 先着順ではありません。

Q 要望額より低い（高い）金額で内示されることはあるか。

A 市は、対象経費の総額が50万円を超える場合、見積書記載の金額が適正であるかどうか、「単価審査」を行います。**見積金額が「単価審査」の金額を上回る場合「単価審査」の金額が補助金額となるため**、内示額が要望額より低くなる場合があります。あらかじめご了承ください。なお、「単価審査」の内容等にはお答えできません。

（補助対象事業）

Q バリアフリー化促進工事について詳しく知りたい。

A バリアフリー化促進工事に当たっては、石川県バリアフリー社会の推進に関する条例(<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenju/kaisei-jourei/index.html>)の基準を参考にしてください。

Q 金沢の伝統工芸とは、具体的に何か。

A 金沢の伝統工芸とは、加賀友禅、金箔、金沢漆器、九谷焼、金沢仏壇、加賀繡(ぬい)、大樋(ひ)焼、加賀象嵌(がん)、茶の湯釜、桐工芸、郷土玩具、菓子木型、加賀竿、加賀毛針、竹工芸、二俣和紙、加賀水引、銅鑼(どら)、金沢和傘、加賀提灯(ちょうちん)、琴、太鼓、三弦、かつら・かもじ、金沢表具、手(て)捺染型(なっせんかた)彫刻をいいます。

Q 金沢の伝統工芸品を使用していることの証明とは、どういうものか。

A 本市に住居若しくは工房等を有する作り手又は本市に主たる事業所若しくは生産施設を有し、生産、加工等を行う事業者が製作した製品であることがわかる書類のことで、見積書や生産者が発行する証明書で結構です。

Q 無線LAN設置工事は対象になるか。また、回線通信費はどうか。

A 令和6年度より補助対象となります。ただし、電源設置工事や配線工事など、工事を伴うものに限りません。また、インターネット接続料金などの回線通信費は対象外となります。

Q デジタチェックイン機とは、どのようなものですか。

A 本補助金においては、生体認証やモバイル端末、パスワード等を活用することで、宿泊客がフロントに立ち寄ることなく、また、従来型のキーを用いることなくチェックインや部屋への入退室ができるような仕組みをキーレスシステムとしています。フロントに立ち寄ることを必要とせず、かつ従来型のキーを発行しないタイプの自動チェックイン機も含まれます。

(補助対象箇所)

Q 施設内全ての箇所について補助対象となるか。

A 補助対象となるのは、客室又は宿泊客が利用できる建物の共用部分です。宿泊客が利用できないエリア（従業員のみ使用されるバックヤード等）における工事は補助対象となりません。ただし、共同浴場や客室内浴室の外付ボイラー等、宿泊客の利便性、おもてなし向上に資する工事については、この限りではありません。なお、金沢市の伝統工芸品を一体化させる工事については、外装工事も対象としています。

Q 過去にこの補助金を受けて整備した箇所を再度整備したいと考えているが、補助申請は可能か。

A 当補助金で整備した箇所については、再度補助金を受けることはできません。補助金交付後に判明した場合には、補助金の交付の決定を取り消し、補助金の返還をしていただきます。ただし、被災宿泊施設改修支援事業で整備した箇所については、補助申請の対象となります。

Q 過去にこの補助金を受けて整備したのとは別の箇所について、補助申請することは可能か。

A 同一箇所であれば当該補助金の補助申請をすることは可能ですが、同一年度内に同一施設が補助を受けられる回数は1回限りですので、ご注意ください。

(事業内容の変更)

Q 内示を受けた後、補助金交付要望書に記載していなかった工事を追加で実施したい。補助対象経費に追加できるか。

A 事業を実施すること自体は妨げませんが、補助金交付要望書に記載のない工事等を補助対象経費にあとから加えることはできません。加えたい場合は、補助金交付要望書他添付書類一式を再度提出してください。この場合も、提出期限は従前のとおり（5月31日まで）となります。

Q 内示後又は補助金交付決定後、補助対象経費に増減が発生した場合はどうしたらよいか。

A 補助金額が変更となる可能性がありますので、変更が判明した時点で速やかに観光政策課担当までご連絡ください。なお、内示額又は交付決定額以内での金額の変更となり、補助金の増額はできません。

(事業実施期間)

Q 大規模工事を検討しており、1年以上の工事期間を想定しているが、補助金を受けられることができるか。

A 令和7年（2025年）3月31日までに完了（金沢市への実績報告まで完了）する事業のみ補助金の交付対象としています。令和7年（2025年）4月以降に完了する工事については補助金を交付することができません。

Q 次年度（令和7年度（2025年度））に改修工事をしたいと考えているが、申請することはできるか。

A 整備を実施する年度中に補助申請をしていただくこととなります。令和7年度（2025年度）分については、まだ実施の有無を含めて未定です。

（添付書類）

Q 工事前写真・工事後写真は、どのようなものが必要か。

A 様式は問いませんが、申請にかかる工事箇所について、工事前後の違いがわかる写真をお願いします。写真の画角や枚数は、前後で極力揃えてください。

Q 現地確認とはどういうものか。

A 要望時においては、主に工事予定箇所が補助対象に合致するかどうか、事業完了時においては、申請どおりの工事が行われたかどうかを確認します。なお、補助事業の対象とした財産が、補助目的に反して使用されていないかどうか等を確認するため、工事内容によっては随時、現地調査を行う場合があります。